

一般社団法人生きた建築ミュージアム大阪 定款

1 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所
- 第3条 活動エリア
- 第4条 用語の定義
- 第5条 目的
- 第6条 事業
- 第7条 公告の方法

2 会員

- 第8条 構成員
- 第9条 入会
- 第10条 会費等
- 第11条 任意退会
- 第12条 会員の資格喪失
- 第13条 除名
- 第14条 会員の資格喪失に伴う権利及び義務
- 第15条 会員名簿

3 社員総会

- 第16条 社員総会
- 第17条 構成
- 第18条 議決権
- 第19条 権限
- 第20条 招集
- 第21条 議長
- 第22条 決議
- 第23条 決議の省略
- 第24条 報告の省略
- 第25条 議事録

4 役員

- 第26条 役員の設置
- 第27条 選任等
- 第28条 理事の職務及び権限
- 第29条 監事の職務及び権限
- 第30条 役員の任期
- 第31条 報酬等

5 理事会

- 第32条 理事会
- 第33条 権限
- 第34条 招集
- 第35条 議長
- 第36条 議決
- 第37条 報告の省略
- 第38条 議事録

6 会計

- 第39条 事業年度
- 第40条 事業計画及び収支計画
- 第41条 事業報告及び決算
- 第42条 非営利性
- 第43条 会計処理

7 定款の変更

- 第44条 定款の変更
- 第45条 解散及び残余財産の帰属

8 情報公開

- 第46条 情報公開
- 第47条 個人情報の保護

附則

1 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人生きた建築ミュージアム大阪（英語表記：Living Architecture Museum Osaka）と称する。

(事務所)

第2条 当法人の主たる事務所は、大阪市に置く。

(活動エリア)

第3条 当法人の活動エリアは、大阪市を中心とする日本国内及び海外とする。

(用語の定義)

第4条 この定款において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 生きた建築 ある時代の歴史・文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証であり、様々な形で変化・発展しながら、今でも生き生きとその魅力を物語る建築等をいう。

(2) 生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（英語名：OPEN HOUSE OSAKA） 大阪市内を中心に毎年開催する建築一斉特別公開イベントで、通称はイケフェス大阪という。

(目的)

第5条 当法人は、大阪の生きた建築を通して、多様な主体が一体となって、広く内外に建築の新しい価値を創造・発信することにより、まちへの愛着やシビックプライド

を醸成し、大阪のまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業活動を行う。

(1) イケフェス大阪など、生きた建築をはじめとする、建築の新しい価値の創造・発信に関わるイベント等の企画、運営・開催

(2) 生きた建築をはじめとする、建築の新しい価値の創造・発信に関わる情報収集・記録、調査・研究

(3) 生きた建築をはじめとする、建築の新しい価値の創造・発信に関わる教育、人材育成

(4) 当法人の会員をはじめとする、建築の新しい価値の創造・発信に関わる個人・企業・団体等相互の連携・交流の促進

(5) 他の団体等が進める建築の新しい価値の創造・発信に関わる事業活動等への協力・支援

(6) 生きた建築をはじめとする、建築の新しい価値の創造・発信に関わる図書等の発行

(7) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業活動

(8) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業活動

(公告の方法)

第7条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 会員

(構成員)

第8条 法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員 生きた建築をはじめとする、建築の新しい価値の創造、発信に関わる職務を有し、かつイケフェス大阪の開催に相当の貢献を行った実績を持ち、第5条の目的に賛同し、当法人の発展に継続して寄与する意思がある法人、団体(以下「法人等」という。)又は個人
- (2) 特別会員 生きた建築をはじめとする、建築の新しい価値の創造、発信に関わる相当な学識または経験を有し、第5条の目的に賛同し、当法人の発展に寄与する意思がある法人等又は個人

(入会)

第9条 前条に規定する会員として当法人に入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みを行い、正会員及び特別会員の入会については理事会の承認を受けるものとする。

(会費等)

第10条 会員は、当法人の事業活動に必要な経費に充てるため、理事会が別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定めるところにより退会届を提出することで、い

つでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第12条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の会費を2年以上納入しなかったとき
- (2) 死亡、失踪又は解散したとき
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 除名
- (5) その他資格喪失すべき正当な理由があると総正会員が同意したとき

(除名)

第13条 前条第4号の除名は、正当な事由があるときに限り、当該会員が正会員のときは社員総会の決議によって、特別会員のときは理事会の決議によって行うことができる。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 第11条及び第12条により会員がその資格を喪失したときは当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。また、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第15条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所等を記載した会員名簿を作成する。

3 社員総会

(社員総会)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

2 前項の社員総会は、理事長が必要と認める場合は、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法）により開催することができる。

(構成)

第17条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 法人等である正会員は、当法人に対してその権利を行使するために選任し、予め理事会に届出を行った1人（以下「届出正会員」という。）を社員総会に出席させることができる。

3 社員総会には必要に応じ、正会員以外を出席させ、当該出席者に発言、説明を求めることができる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 正会員の除名
- (4) 合併等及び解散

(5) 理事会において社員総会に付託する事項

(6) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の社員総会を招集するときは、会日の1週間前までに、各正会員に通知しなければならない。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長がやむを得ず出席できない場合は、当該社員総会で議長を選出する。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する

に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 正会員は、一般法人法の規定により、議決権の代理行使、書面による議決権の行使及び電磁的方法での行使をすることができる。

(決議の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

4 役員

(役員の設定)

第26条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 2名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、理事長と呼ぶ。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、理事の被選任資格は次のいずれかとする。

- (1) 正会員もしくは特別会員である個人
- (2) 正会員もしくは特別会員である法人等に属する個人で当該法人等の推薦を受けた者
- 2 理事長は、理事会の決議によって、正会員もしくは正会員である法人等に属する個人である理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、各理事がその職務を代行する。
- 4 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 30 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、在任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 26 条第 1 項で定める員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利を有する。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その業務を遂行するために要する費用は弁償することができる。

5 理事会

(理事会)

第 32 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事全員をもって構成する。

3 理事会は、理事長が必要と認める場合は、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法）により開催することができる。

(権限)

第 33 条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定、運営に必要な事項の決定

(2) 理事の職務遂行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(4) 当法人の事務を処理するための理事会の下部組織（以下、「事務局」という。）の設置及び廃止並びに事務局長の選任及び解任

(5) 当法人の目的達成に向けて専門的に企画、検討、実践を行うための理事会の下部組織（以下、「部会」という。）の設置及び廃止並びに部会長の選任及び解任

(招集)

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 前項の理事会を招集するときは、会日の 1 週間前までに、理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長がやむを得ず出席できない場合は、その理事会に出席した理事から議長に当た

る理事を選定する。

(議決)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う

- 2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異論を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

6 会計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日

に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支計画)

第 40 条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により事業年度開始前にその年度の収支予算が成立しないときは、理事長は、当該収支予算の範囲内で収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、その事業年度の収支予算が成立したときは、これに基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に、定時総会の日の 2 週間前の日から 5 年間備え置く。

(非営利性)

第 42 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

2 当法人の清算を行った場合における残余財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(会計処理)

第 43 条 当法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会が別に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

7 定款の変更

(定款の変更)

第 44 条 当定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の帰属)

第 45 条 当法人は、法令で定められた事由により解散する。

2 前項の解散をした場合、当法人は法令に定めるところにより清算を行う。

8 情報公開

(情報公開)

第 46 条 当法人は、公正で開かれた活動をするために、その活動状況、財務資料等を公開する。

(個人情報の保護)

第 47 条 この法人は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の関係法令等の趣旨を踏まえるとともに、それらの規定を遵守しなければならない。

る法律（平成十五年法律第五十七号）その他の関係法令等の趣旨を踏まえるとともに、それらの規定を遵守しなければならない。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和6年6月30日までとする。

2 設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりである。

大阪市中央区道修町3丁目4番11号新芝川ビル105